

美しいあなんを求めて 下水道

9月から10月にかけて開催しました公共下水道地元住民説明会に参加された方からいただきました質問の中で、多かったものをいくつか紹介します。

Q 受益者負担金は、これから毎年賦課されるのですか？

A 毎年賦課される税などとは違い、一度賦課されれば以後は賦課されることはありません。一度限り納めていただくものです。

Q 土地の売買等により受益者が変更になった場合は、どうすればよいですか？

A 納付前、または納付中に、土地の所有者が変わったため、受益者の変更をしようとする場合は、速やかに「受益者変更届」を提出してください。届出以降の受益者負担金については、新たに受益者となった人が負担することになります。

なお、届け出がない場合は、引き続き従前の受益者に受益者負担金の納付をお願いすることになります。

Q 排水設備工事はいつすればいいの？

A 平成23年4月から富岡町全域で下水道が使用できるわけではありません。富岡町内において下水道が使用できるようになった地区ごとに順次「供用開始」のお知らせをしますので、それを受けてから排水設備工事をしたいといただくこととなります。

Q 排水設備工事助成金の金額は、どのように計算されますか？

A 助成金額は「区分1」から「区分3」までの合計金額で計算されます。（下図参照）

Q 排水設備工事助成金は、交付期限直前に申請した場合、減額になることがありますか？

A 供用開始日から下水道に接続し、排水設備工事の完了検査に合格するまでの期間によって助成金額が異なります。

なお、排水設備工事の完成が予定より遅れ助成対象期間を過ぎてしまうと、助成金額が減額したり助成対象外になってしまう恐れがありますので、助成金

の申請は余裕をもって行ってください。

Q 下水道使用料は、いつから支払うのですか？

A 下水道へ接続するための排水設備工事が完了し、下水道を使用できるようになってから納めていただきます。

なお、下水道使用料は水道料金と合わせて納めていただくこととなります。

Q 井戸水を使用していますが、下水道使用料はかかりますか？

A 井戸水のみ使用の場合は、世帯人数によって使用水量を認定し、下水道使用料を計算させていただきます。

また、井戸水と水道を併用されている場合は、世帯人数及び井戸水の使用状況により使用水量を認定し、水道の使用水量に加算させていただきます。



お問い合わせは 下水道課（☎11796）へ

「阿南市排水設備指定工事店」の登録について

各家庭の排水設備工事を行う「阿南市排水設備指定工事店」の登録を受け付けています。

申請から指定登録まで約1カ月程度かかりますので、お早めに申請してください。登録申請書類は、「下水道課ホームページ」業者のみなさまへ」からダウンロードできます。また、指定工事店一覧表も同ホームページ上で公開していますので、ご覧ください。

排水設備関係の申請書類は、阿南市ホームページ>行政・まちづくり>下水道>各様式ダウンロード

指定工事店の申請書類は、下水道>業者のみなさまへからご利用できます。

